

(A社の例)

【ホテル・旅館等宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について】

令和2年1月28日に公布された「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」(令和2年政令第11号)、令和2年1月31日に一部改正の政令(令和2年政令第22号)を受けて、令和2年2月5日(健感発0205第1号)に厚生労働省(結核感染症課長、生活衛生課長)から出された通知「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について」の2の(5)には、

『(新型コロナウイルスへの感染が疑われる宿泊者が発生した場合、) シーツ等のリネン類の洗濯に当たっては、医療リネンに準じて扱い、「病院、診療所等の業務委託について」(平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知)を参考に実施すること。』

と記載されております。

つきましては、指導課長通知「病院、診療書等の業務委託について」及び一般社団法人日本病院寝具協会が発刊している「寝具類の消毒に関するガイドライン」に基づいて、ホテル・旅館等宿泊施設に向けた手順を下記の通り記載いたします。

記

【対象商品】

新型コロナウイルスに汚染されているリネン品もしくは汚染されているおそれのあるリネン品

【取り扱い手順】

1. ホテル・旅館側での一次消毒処理と回収方法
2. リネン工場での入荷処理
3. リネン工場での洗濯処理


1. 【ホテル・旅館等での一次消毒処理と回収方法】※ホテル側に実施していただく事項

● ホテル・旅館等での一次消毒処理

80℃の温水で10分間の消毒処理または、次亜塩素酸ソーダ500~1000ppmの溶液に30分間漬け込み後、1度濯いで頂きビニール袋に入れてください。

※消毒液の作り方

500mlのペットボトルに次亜塩素酸ソーダ(市販のハイター等は5%)を原液10ml(ペットボトルのキャップ2杯)を入れ、水にて希釈。

1,000ppm (0.1%)	家庭用塩素系漂白剤 10ml + (ペットボトルのキャップ 2杯分)      水 0.5ℓ (500mlのペットボトル1本分)
	

● リネン工場への回収方法 ※ホテル側に実施していただく事項

ビニール袋に一次消毒処理をした対象の洗濯物を入れ、袋の表面に※別添「感染症被洗物記入シート」を貼り付け再度ビニール袋に入れる。さらに別のビニール袋で覆い(二重になるように)外側の

ビニール袋に赤字で“コロナ”と明記してください。



洗濯物は絞ってから封入



密封し、シートを貼付け



二重に封入し、感染症名記入

注意事項：1.破れたり穴の開いたビニール袋は、使用しないでください。またパンクの恐れがあるため、空気は抜いて下さい

2.他のリネン類と混在しないようにしてください

集配者・工場従業員の2次感染リスク防止のため、一次消毒並びに回収方法を遵守頂きますようお願いの程、御願ひ申し上げます。

3.作業は、マスク及び使い捨て手袋を着用して行い、使用後のマスク及び手袋は、ビニール袋で密閉し、焼却する等適正な方法で廃棄してください。

## 2.【リネン工場での入荷処理】 ※A社での実施事項

● 配送担当者は、工場管理者に入荷した当該商品を直接手渡ししてください

● 入荷後は、所定場所にて、マスク、ビニール手袋、ゴーグルを着用し処理してください(未開封処理)



注意書きの確認



シートの記入内容確認



“感染症被洗濯物記入簿”記入

## 3.【リネン工場での洗濯処理】 ※A社での実施事項

● 80℃以上×10分以上での通常洗濯処理（連続式、バッチ式洗濯機）



※但し、当社では従業員の2次感染リスク防止のため1次処理後入荷した商品も、3.以降の処理はせず廃棄（焼却）とします。

### 【取り扱い注意事項】

新型コロナウイルス感染症に汚染されているもの、もしくはそのおそれのあるものは、規定に基づいて定められた方法による消毒が行われていないものは、委託洗濯できませんので、当該リネン類の発生が確認された場合は、直ちに所轄の保健所並びに当社、担当営業までご一報ください。 以上

## 感染症被洗物記入シート

【施設名】 \_\_\_\_\_

【感染症名】 \_\_\_\_\_

便・尿・嘔吐  
【汚染名】 \_\_\_\_\_

一次消毒 : 済 ・ 未 (○を付けてください)

【シーツ】 \_\_\_\_\_ 枚

【包布】 \_\_\_\_\_ 枚

【バスタオル】 \_\_\_\_\_ 枚

【フェイスタオル】 \_\_\_\_\_ 枚

【バスマット】 \_\_\_\_\_ 枚

【ピロケース】 \_\_\_\_\_ 枚

【館内着】 \_\_\_\_\_ 枚

品名 \_\_\_\_\_ 枚数 \_\_\_\_\_

【その他】品名 \_\_\_\_\_ 枚数 \_\_\_\_\_

品名 \_\_\_\_\_ 枚数 \_\_\_\_\_

- \* 施設内にて一次消毒を実施した上で「任意のビニール袋」でお出し下さい。
- \* ビニール袋に入れる際に、必ず空気を抜いてから密閉してください。
- \* 密閉したビニール袋に感染症被洗物記入シートを貼り付け、ビニール袋を二重にしてからお出しください。

(B社の例)

汚染の疑いがあるリネン品の移動制限（廃棄）について（社内通達の一部）

顧客先にて感染症を発症する病原体が付着している疑いがあるリネン品がある場合は、感染拡大防止のため回収せず、顧客にて処分（焼却）していただくよう徹底してください。

（感染拡大防止及びリネンサプライ工場（クリーニング所）の衛生保持のため、リネンサプライ工場へ輸送せず、顧客先にて処分（焼却）してもらおう。）

当該リネンの発生が確認された場合は、直ちに営業担当者に一報を入れてもらい、後日処分したリネン品名、数量を報告してもらおう。）